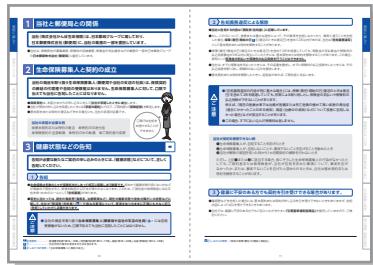


# [ご契約のしおり・約款] はじめに ①

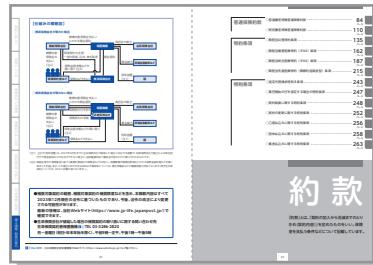
→ この「ご契約のしおり・約款」をご覧いただく

▶ この冊子の内容は、次の2つの部分に分かれています。

## ●ご契約のしおり



## ●約 款



### ▶ 10~82ページ

契約内容(約款)の中でも、ぜひ知っておいていただきたい重要な事項をわかりやすく説明しています。詳細は約款をご覧ください。

### ▶ 83~264ページ

「契約の加入から消滅までのとりきめ(契約内容)」を定めたものをいい、保険金を支払う条件などについて記載しています。

▶ この冊子は、このようにお使いいただくと便利です。

「ご契約のしおり」には、お客様の契約に関する重要なお知らせを掲載しております。下記の点を参考に、この冊子をお読みください。

🔍 目的からページを探したい

引っ越し  
したんだけど、  
どうすれば  
いいの？

→ 目的別もくじ 8~9ページ

? わからないことばがある

加入年齢? 約款?  
何のことだろ?

→ 用語解説 270~272ページ

この冊子の記載内容は、2024年4月現在の取り扱いを説明しております。不明な点がありましたら、その時点での最新の取り扱いを案内しますので、「問い合わせ窓口」273ページにお問い合わせください。

# に当たって

## ▶ 「ご契約のしおり」本文の見かた

(注)この見本はイメージです。実際の表記とは異なる場合があります。

「もくじ」にある  
項目が  
タイトルになって  
います。

そのページの  
記載内容を  
簡単にまとめた  
ものです。

さらに  
項目分けした  
タイトルです。

特に注意して  
いただきたい  
事項を  
説明しています。

欄外のマークに  
ついて

マークには、右記のような  
ものがあります。

1 当社と郵便局との関係

当社(株式会社かんぽ生命保険)は、日本郵政グループに属しており、日本郵便株式会社(郵便局)に、当社の業務の一部を委託しています。

●当社は、保険契約の募集業務、保険料の収納業務、保険金の支払請求などの業務の一部を日本郵政グループの日本郵便株式会社(郵便局)に委託しています。

2 生命保険募集人と契約の成立

当社の商品を取り扱う生命保険募集人(郵便局や当社の支店の社員)は、保険契約の締結の代理権や告知の受領権はありません。生命保険募集人に対して、口頭で伝えても当社に告知したことにはなりません。

●保険契約は、お客さまからの申し込みに対して当社が承諾したときに成立します。  
●当社が契約の申し込みを承諾したときには「承諾の通知」に代えて、ご契約者に「保険証券」を郵送します。  
●基本契約または特約の復活などをする場合にも、当社の承諾が必要です。

当社の承諾が必要な例

●基本契約または特約の復活 ●特約の中途付加  
●保険契約の全部転換 ●特約のみの転換 ●ご契約者の変更

3 健康状態などの告知

告知が必要な新たなご契約の申し込みのときは、「健康状態」などについて、正しく告知してください。

1 告知

●生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の良くない方などが無条件で契約すると、保険料負担の公平性が保たれなくなります。このため、ご契約者や被保険者には公平性を保つためのルールとして「告知義務」があります。  
●契約に当たっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態や身体の障がいの状態などに関する事項について、当社が「質問表(告知書)」<sup>※①</sup>で尋ねる事項について、事実をありのままに正確にもれなく記入(告知)していただく必要があります。

△ご注意

●当社の商品を取り扱う生命保険募集人(郵便局や当社の支店の社員)<sup>※②</sup>には告知受領権がないため、口頭で伝えても当社に告知したことにはなりません。

■約款参照……普通養老約款「第16～18条」、特別養老約款「第15～17条」、総医「第18～20条、先進(無解返)「第16～18条」  
※①……当社所定の端末を使用する方法を含みます。  
※②しおり10P参照…「生命保険募集人と契約の成立」

…関連する情報が記載されているページまたは項目を案内しています。

…この項目に関連するWebサイトを案内しています。

\* …記載内容についてあわせて確認いただきたい事項を案内しています。

# [ご契約のしおり・約款] はじめに ②

## ▶ 普通保険約款の名称について【略称】

この冊子では、必要に応じて普通保険約款の名称を以下のとおり【略称】を用いて表示しています。

普通保険約款の名称	略称
普通養老保険普通保険約款	普通養老約款
特別養老保険普通保険約款	特別養老約款

## ▶ 特約条項の名称について【略称】

この冊子では、必要に応じて特約条項の名称を以下のとおり【略称】を用いて表示しています。

特約条項の名称	略称
無配当災害特約条項	災害
無配当傷害医療特約(R04)条項	傷医
無配当総合医療特約(R04)条項	総医
無配当先進医療特約(無解約返戻金型)条項	先進(無解返)

## ▶ 年齢の記載について

この冊子に記載の年齢は、満年齢で記載している箇所以外は、当社の定めた計算方法による年齢です。この年齢は、年ごとの契約応当日に、加入年齢に1歳ずつを加えて計算します。(「契約応当日」および「加入年齢」の詳細は、巻末の用語解説に記載しています。)

# もくじ

## ご契約のしおり部分

・目的別もくじ	8ページ
・用語解説	270ページ
・問い合わせ窓口	273ページ

<b>契約に際して</b>	1 当社と郵便局との関係	10ページ
	2 生命保険募集人と契約の成立	10ページ
	3 健康状態などの告知	10ページ
	4 保険金の加入限度額	12ページ
	5 契約の保障(責任)の開始と契約日 責任開始の日を指定する場合の特則	14ページ 15ページ
	6 クーリング・オフ制度	16ページ
	7 現在の契約の解約・減額などを前提に 新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ	18ページ
	8 当社からの契約内容などの確認	19ページ
	9 申し込み手続きの際の注意点	19ページ
<b>特長としくみ</b>	1 普通養老保険(新フリープラン)(新フリープラン(短期払込型))	20ページ
	2 特別養老保険(新フリープラン(2倍・5倍・10倍保障型))	22ページ
	3 契約の更新(更新制度)	24ページ
	4 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の自動更新	26ページ

<b>保険金などの請求</b>	1 保険金の請求方法 満期保険金の請求時の便利な取り扱い 指定代理請求制度	28ページ 30ページ 31ページ
	2 基本契約の保障内容 1.普通養老保険(新フリープラン)(新フリープラン(短期払込型)) 2.特別養老保険(新フリープラン(2倍・5倍・10倍保障型))	33ページ 34ページ
	3 特約の保障内容 1.特約の概要 2.無配当災害特約の保障内容 3.無配当傷害医療特約(R04)の保障内容 4.無配当総合医療特約(R04)の保障内容 5.無配当傷害医療特約(R04)と 無配当総合医療特約(R04)の留意事項 6.無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の 保障内容と留意事項	35ページ 36ページ 37ページ 38ページ 40ページ 43ページ
	4 保険金などを支払いできない場合	44ページ
	5 保険金を支払いできる事例と支払いできない事例	50ページ

# もくじ

<b>保険料の払い込み</b>	<b>1</b> 保険料の払込方法	<b>56</b> ページ
	<b>2</b> 保険料の前納払込み	<b>57</b> ページ
	<b>3</b> 保険料の払込猶予期間・契約の失効など	<b>58</b> ページ
	<b>4</b> 契約の復活	<b>60</b> ページ
	<b>5</b> 保険料の払い込みが難しい場合	<b>61</b> ページ
<b>契約後の取り扱い</b>	<b>1</b> ご家族登録制度	<b>62</b> ページ
	<b>2</b> 住所などの変更に伴う各種手続き	<b>64</b> ページ
	<b>3</b> 契約者貸付制度	<b>65</b> ページ
	<b>4</b> 契約者配当金	<b>66</b> ページ
	<b>5</b> 契約の解約と返戻金	<b>67</b> ページ
	<b>6</b> 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ	<b>68</b> ページ
	<b>7</b> ご契約者をはじめとした関係者の保護	<b>72</b> ページ
<b>生命保険と税金</b>	<b>1</b> 生命保険料控除	<b>74</b> ページ
	<b>2</b> 保険金の税法上の取り扱い	<b>75</b> ページ
<b>個人情報および制度の案内</b>	<b>1</b> 個人情報の取り扱い	<b>76</b> ページ
	<b>2</b> 取引時確認に関するお願い	<b>76</b> ページ
	<b>3</b> FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)に関するお願い	<b>77</b> ページ
	<b>4</b> 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度に関するお願い	<b>77</b> ページ
	<b>5</b> 他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用 1.契約内容登録制度／契約内容照会制度 ..... 2.支払査定時照会制度 .....	<b>78</b> ページ <b>79</b> ページ
	<b>6</b> 生命保険契約者保護機構	<b>81</b> ページ
<b>身体部位の名称</b> .....	<b>269</b> ページ	

## 約款部分

<b>普通保険約款</b>	○普通養老保険普通保険約款	<b>84</b> ページ
	○特別養老保険普通保険約款	<b>110</b> ページ
<b>特約条項</b>	○無配当災害特約条項	<b>135</b> ページ
	○無配当傷害医療特約(R04)条項	<b>162</b> ページ
	○無配当総合医療特約(R04)条項	<b>187</b> ページ
	○無配当先進医療特約(無解約返戻金型)条項	<b>215</b> ページ
<b>特則条項</b>	○指定代理請求特則II条項	<b>243</b> ページ
	○責任開始の日を指定する場合の特則条項	<b>247</b> ページ
	○契約転換に関する特則条項	<b>248</b> ページ
	○契約の更新に関する特則条項	<b>252</b> ページ
	○口座払込みに関する特則条項	<b>256</b> ページ
	○団体払込みに関する特則条項	<b>258</b> ページ
	○集金払込みに関する特則条項	<b>263</b> ページ
ご家族登録制度規約	.....	<b>265</b> ページ